

食品リサイクル法に基づく定期報告書に係る用語集

■ 表 紙

【会社法人等番号】

- ◆ 会社固有の12桁の識別番号であり、登記事項証明書の1ページ目、左上に記載されています。
 登記所番号（4桁）－会社法人の種類（2桁）－会社法人番号（6桁）
- ※ 不明の場合は、社内の経理担当者や管轄する法務局にお問い合わせください。

【法第9条第2項に規定する事業】

- ◆ フランチャイズ契約に基づく事業であり、フランチャイズの本部事業者が食品廃棄物等の処理に関し加盟店を指導する旨の取り決め（約款等）があるなどの場合、該当することとなります。

■ 表 1 食品廃棄物等の発生量

【食品廃棄物等】

- ◆ 食品廃棄物等とは
 - ① 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
 - ② 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち、食用に供することができないものをいいます。

なお、固形状のものに限定していないため、廃食用油や飲料等の液状物も対象です。

また、「等」には食品の製造工程等で発生する動植物性の残さで、飼料等の原料として有価で取引されるものも含まれます。再び食品として利用されるものは含まれません。

■ 表 2 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値

【密接な関係を持つ値】

- ◆ 食品の売上高や製造数量など、食品廃棄物等の発生に密接に関係する値を指します。
 可能な限り、業種毎に統一された「名称」と「単位」での入力をお願いします。
 具体的には「業種別密接な関係をもつ値一覧表」をご覧ください。

■ 表 3 食品廃棄物等の発生原単位

【発生原単位】

- ◆ 食品廃棄物等の発生量を食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値で除した値であり、発生抑制の実施量を算定する上で基準となるものです。

■ 表 4 食品廃棄物等の発生抑制の実施量

【発生抑制】

- ◆ 原材料の使用の合理化や無駄の防止等により、食品廃棄物等の発生自体を未然に抑制する行為です。
 なお、定期報告上の発生抑制の実施量は、表の見出しにある計算式で求めます。

■ 表 5 食品循環資源の再生利用の実施量

【食品循環資源】

- ◆ 食品廃棄物等の中で、肥料、飼料等への再生利用や熱回収により熱を得ることに利用することにより資源として有効利用するものを区分し、「食品循環資源」と定義しています。

【再生利用】

- ◆ 食品循環資源の排出者である食品関連事業者等が、自ら又はリサイクル業者等の第三者に委託して、食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として利用すること、もしくはリサイクル業者等に譲渡する行為をいいます。

【特定肥飼料等】

- ◆ 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品、エタノール、メタンのことです。

【きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地】

- ◆ 食品循環資源を、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地（いわゆる「きのこ菌床」）の原材料として利用するものです。

【炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤】

- ◆ 食品循環資源を炭化して燃料及び還元剤を得る場合が該当し、土壌改良剤や消臭剤、吸湿剤等として利用する場合は該当しません。

【油脂及び油脂製品】

- ◆ 廃食用油を利用して飼料用添加油脂、石鹼、グリセリン、バイオディーゼル等を製造する場合、獣骨等畜産系の食品循環資源を利用して油脂及び油脂製品を製造する場合などが該当します。

■ 表 7 食品循環資源の熱回収の実施量

【熱回収】

- ◆ 熱回収とは

- ① 自ら又は他人に委託して食品循環資源から熱を得ることに利用すること。
- ② 食品循環資源から熱を得ることに利用するために譲渡すること。

をいいます。

なお、①、②ともに、食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限られています。具体的には、「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン」をご覧ください。

■ 表 8 食品廃棄物等の減量の実施量

【減量】

- ◆ 脱水、乾燥、発酵、炭化の方法により食品廃棄物等の量を減少させる場合が該当します。

なお、単にその容積を減じるいわゆる減容行為や焼却、単に放置したことによる自然乾燥及び他者に委託した場合は減量と認められません。

■ 表 9 食品循環資源の再生利用以外の実施量

【再生利用以外】

- ◆ 食品循環資源を特定肥飼料等以外の原材料として利用することです。

■ 表 10 食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量

【廃棄物としての処分】

- ◆ 食品廃棄物等について、再生利用、熱回収、減量、再生利用以外の実施をせずに、廃棄物として処分することです。

■ 表 11 食品循環資源の再生利用等の実施率

【再生利用等実施率】

- ◆ 再生利用等実施率は、以下の式により算出されます。

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{その年度の（発生抑制量＋再生利用量＋熱回収量} \times 0.95 + \text{減量量）}}{\text{その年度の（発生抑制量＋発生量）}}$$

【基準実施率】

- ◆ 基準実施率は、以下の式により算出される食品関連事業者ごとの再生利用等実施率の目標です。毎年度の再生利用等実施率が基準実施率以上となることを目標に取り組むことが求められます。

▼ 基準実施率＝前年度の基準実施率＋前年度の基準実施率に応じた増加ポイント

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

- (注) 1. 平成 20 年度から算出しているものであり、20 年度においては、「前年度の基準実施率」は平成 19 年度の再生利用等実施率とします。
2. 平成 19 年度の再生利用等実施率が 20%未満の場合は、20%として計算します。
3. 平成 20 年度以降に新たに事業を開始した等の場合は、事業開始年度における基準実施率は、事業開始年度における食品循環資源の再生利用等の実施率とし、事業開始年度以降の基準実施率を計算してください。

■ 表 13 熱回収により得られた熱量

【MJ（メガジュール）】

- ◆ ジュール(joule、記号 J)は、熱量を表す単位で、cal で表示していた単位に変わるものです。1J は 100 グラムの物体を 1m 持ち上げるのに要するエネルギーであり、1cal は、およそ 4.18J と等価です。また、メガは 100 万倍の意味であり 1MJ は、10 の 6 乗ジュールです。